

無料検査に係る Q&A 抜粋版

(令和4年4月1日 第3版)

目次

検査実施事業者向け内容を省略した抜粋版です。
項目「3 無料検査の受検」のみ掲載しています。

3 無料検査の受検（主に検査を受ける方向け）

番号	質問事項
Q3-1	検査結果の「有効期限」は何日ですか。
Q3-2	「無症状者」が対象とありますが、症状とは具体的にどのような症状ですか。
Q3-3	陽性者に接触した場合でも、症状がなければ無料検査を受検できますか。
Q3-4	濃厚接触者ですが、無料検査を受けることができますか。
Q3-5	濃厚接触者としての待機期間が終わりましたが、他者に感染させることが不安に感じる場合や、職場、取引先などから検査で陰性を確認するように求められている場合には、無料検査を受けることができますか。
Q3-6	ワクチンを3回接種済みですが、無料検査の対象となりますか。
Q3-7	「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取組」に応じるために検査を受ける場合は、無料検査の対象となりますか。
Q3-8	「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取組」とは具体的にはどのような取組が想定されますか。
Q3-9	帰省のために親族等から求めがあって検査を行う場合は無料検査の対象ですか。
Q3-10	イベントに参加するために、自己意思で検査を受けたいが、イベント主催者から陰性結果を要求されていない。その場合は、無料検査の対象となりますか。
Q3-11	施設に入所している家族に面会するために、本人や施設から陰性の検査結果を求められた場合は無料検査の対象となりますか。
Q3-12	長野県外に住んでいますが、無料検査の対象となりますか。
Q3-13	感染拡大傾向時の一般検査は、住所地で受検する必要があります

	か。
Q3-14	無料検査はどこで受けられますか。
Q3-15	ドライブスルー方式で検査している事業者では、自動車がないと検査を受けられないのですか。
Q3-16	PCR 検査の際には、スマートフォンや電子メールアドレスが必要なのですか。
Q3-17	未就学児（概ね 6 歳未満）は、無料検査の対象ですか。
Q3-18	本人確認書類（身分証明書）とは具体的に何ですか。
Q3-19	居住実態は長野県内ですが住民票がない場合は、何を本人確認書類とすればよいのですか。
Q3-20	PCR 検査の結果はいつ出ますか。
Q3-21	抗原定性検査（簡易キット）の結果はいつ出ますか。
Q3-22	「感染状況が拡大傾向にある時」に一般検査事業を開始する時期や、一般検査事業を終了する時期はいつですか。どのように周知されますか。
Q3-23	会社等、事業者として、職員に定期的に受検させることは可能ですか。
Q3-24	無料検査事業の対象外ですが、他に無料で受けられる事業はありませんか。
Q3-25	無料検査は、この先いつまで受けることができますか。
Q3-26	無料検査を受検したところ、診断書は有料だといわれましたが、なぜですか。

3 無料検査の受検（主に検査を受ける方向け）

Q3-1 検査結果の「有効期限」は何日ですか。

PCR 検査等および抗原定量検査は、検体採取日+3日です。
抗原定性検査（簡易キット）は、検体採取日+1日です。

Q3-2 「無症状者」が対象とありますが、症状とは具体的にどのような症状ですか。

新型コロナウイルス感染症を疑う症状としては、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感（全身のだるさ）、咽頭痛（のどの痛み）、鼻汁・鼻閉（鼻水・鼻づまり）、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、嘔気（吐き気）・嘔吐などが挙げられます。このような症状がある方は無料検査を受検することはできません。

Q3-3 陽性者に接触した場合でも、症状がなければ無料検査を受検できますか。

保健所から濃厚接触者であると判定されていたり、濃厚接触の可能性のある場合は、この無料検査の対象外です。

Q3-4 濃厚接触者ですが、無料検査を受けることができますか。

濃厚接触者の方には、保健所からの指示により別の無料検査（行政検査）を受検していただく場合がありますので、保健所の指示に従ってください。

また、濃厚接触者に当たる場合は、保健所から待機期間（外出を自粛する期間）を示されますので、検査実施事業者への感染拡大防止の観点からも、その期間中に外出して、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等又は感染拡大期の一般検査を受検することはお断りしております。

また、念のため申し上げますと、仮にワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等又は感染拡大期の一般検査を受検して結果が陰性となったとしても、そのことをもって濃厚接触者としての待機期間を短縮することはできません。

Q3-5 濃厚接触者としての待機期間が終わりましたが、他者に感染させることが不安に感じる場合や、職場、取引先などから検査で陰性を確認するように求められている場合には、無料検査を受けることができますか。

濃厚接触者としての待機期間を終えた方について必ず陰性証明が必要となるわけではありませんが、他者に感染させることが不安に感じる場合には、感染拡大傾向時の一般検査を受けることができます。

また、職場、取引先などから検査で陰性を確認するように求められている場合

には、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等を受けることができます。

Q3-6 ワクチンを3回接種済みですが、無料検査の対象となりますか。

令和4年4月1日以降、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等を目的とする場合は、以下の(1)～(3)のいずれかの要件に該当する場合に検査を受けることができます。

- (1) ワクチン3回目接種をしていない方(接種していない理由は問わない)
- (2) 「全員検査」の対象の方(ワクチン接種の有無に関わらず「検査での陰性結果」を相手方から求められている方)
- (3) 高齢者や基礎疾患がある方と接触するために検査が必要な方

なお、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等を目的とする検査は、原則として抗原定性検査となり、PCR検査等を利用できる場合は以下のいずれかに該当する場にに限られます。

- ・10歳未満が受検する場合
- ・高齢者や基礎疾患がある方と接触する予定がある場合

感染拡大傾向時等に、法律に基づく知事の要請を受けて受検する一般検査については、ワクチン接種歴(接種回数・未接種の理由)は問いません。

Q3-7 「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取組」に応じるために検査を受ける場合は、無料検査の対象となりますか。

当該民間事業者の取組が「ワクチン検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組」に該当する場合には、無料検査の対象となります。

Q3-8 「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取組」とは具体的にどのような取組が想定されますか。

「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取組」とは、飲食、イベント、旅行・帰省等の感染リスクの高いと考えられる場面・場所以外も含め、様々な場面・場所において、経済社会活動を回復・継続する取組として、ワクチン接種歴や検査結果の確認を行う取組のことであり、例えば、

- ・「飲食」では、大人数の会食、ホームパーティー等
- ・「イベント」では、小規模イベント、結婚式、成人式等
- ・「移動」では、都道府県間の旅行等
- ・「その他」では、高齢者施設での面会等

が想定されます。

また、こうした取組には、飲食店が陰性の検査結果を提示した客に対して割引や追加的なサービスを提供する取組なども含まれます。

Q3-9 帰省のために親族等から求めがあって検査を行う場合は無料検査の対象ですか。

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の無料検査の対象となります。

なお、感染拡大防止のため、できる限り、出発前にお住いの都道府県で検査の上、帰省するようお願いします。

Q3-10 イベントに参加するために、自己意思で検査を受けたいが、イベント主催者から陰性結果を要求されていない。その場合は、無料検査の対象となりますか。

無料検査には、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等を目的とする場合と、感染拡大傾向時等の一般検査とがありますが、イベント主催者から陰性結果を要求されていない場合（イベント参加時に提示する必要がない場合）は、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等に係る無料検査の対象とはなりません（なお、主催者が求める場合でも、令和4年7月1日以降は、有料となる予定です）。

しかしながら、感染拡大傾向時等の一般検査を無料で実施している期間中であれば、一般検査として無料検査を受けることができます。

Q3-11 施設に入所している家族に面会するために、本人や施設から陰性の検査結果を求められた場合は無料検査の対象となりますか。

高齢者や基礎疾患のある方と面会する場合には、ワクチンの接種歴にかかわらず、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の無料検査の対象となります。

Q3-12 長野県外に住んでいますが、無料検査の対象となりますか。

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等を利用する場合は住所地を問いませんので、無料検査の対象となります。

他方、感染拡大傾向時の一般検査事業においては、長野県外在住（長野県内の勤務であるかに関わらず）の方は無料検査の対象とはなりません。

Q3-13 感染拡大傾向時の一般検査は、住所地で受検する必要があります

か。

感染拡大傾向時の一般検査事業は、県知事の判断により、感染不安を感じる県内の住民たる方に対して特措法第 24 条第 9 項等に基づいて検査受検の要請を行い、要請に応じた住民の方への検査を無料化するものです。このため、要請対象となる住民は、住所地たる都道府県の検査実施場所において検査を受検する必要があるとされています。

なお、長野県内に住民票があることまでは必要ではなく、居住の実態があればよいとされています。

Q3-14 無料検査はどこで受けられますか。

「検査実施事業者」として登録された医療機関、薬局、衛生検査所等で受けることが可能です。長野県ホームページの「検査実施事業者一覧表」をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/kensa.html>

Q3-15 ドライブスルー方式で検査している事業者では、自動車がないと検査を受けられないのですか。

無料検査の実施にあたっては、プライバシーへの配慮や感染対策のため、隔離された検体採取場所を用意して実施することとなっています。

また、隔離された検体採取場所を店内等に用意できない事業者においては、検査を受ける方の自動車内で検体を採取することとして、検査を行うことも可能としています。この方法をドライブスルー方式と呼んでいます。

ドライブスルー方式を採用されている事業者においては、自動車でお越しただかないと検査ができませんので、自動車の利用が難しい場合には、大変ご面倒ではございますが近隣の他の検査実施事業者の検査拠点をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、飛沫の発生等による感染対策のため、オープンカーや自動二輪車ではドライブする方式による検査を利用できません。また、タクシーの利用もお止めください。

Q3-16 PCR 検査の際には、スマートフォンや電子メールアドレスが必要なのですか。

PCR 検査の際にスマートフォンや電子メールアドレスを必要としている検査実施事業者があります。

検査の実施方法は、各検査実施事業者により異なりますので、検査の際に何が必要となるかについては、あらかじめ各検査実施事業者にご確認ください。

スマートフォンをお持ちでないなど、ご自身の条件に合わない場合には、大変ご面倒ではございますが、近隣の他の検査実施事業者の検査拠点をご利用いただけますようお願いいたします。

Q3-17 未就学児（概ね6歳未満）は、無料検査の対象ですか。

国の「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」において、未就学児（概ね6歳未満）については同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査が不要とされています。

感染状況が拡大傾向にある時の一般検査事業においては、長野県内在住で感染の不安がある場合は、未就学児（概ね6歳未満）も無料検査の対象となりますが、被検者（当該未就学児）が検体を自分で採取できないことが多いと思われます。

病院以外の検査実施事業者では、事業者側で検体を採取することはできませんので、監護者の責任において採取するか、検体採取の際に事故がないように、病院である検査実施事業者を選んで無料検査を受検してください。

または、かかりつけ医などに相談し、有料の検査を受検することを検討してください。

Q3-18 本人確認書類（身分証明書）とは具体的に何ですか。

運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書その他、健康保険証や学生証等を含みます。

Q3-19 居住実態は長野県内ですが住民票がない場合は、何を本人確認書類とすればよいですか。

感染拡大傾向時の一般検査事業では、長野県内に居住実態があれば検査の対象となります。身分証明書等での住所確認ができる書類がない場合は、公共料金の請求書や郵便物など居住実態が分かるものを提示してください。

なお、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等の活用をするために検査を受ける場合は、長野県内在住か否かは問いません。

Q3-20 PCR検査の結果はいつ出ますか。

検体採取後、概ね1～2日後に結果通知となる場合がほとんどですが、感染拡大時には滞ることも予想されます。実施時期の感染拡大状況や実施事業者によって異なりますので、各事業者にお問合せください。

Q3-21 抗原定性検査（簡易キット）の結果はいつ出ますか。

抗原定性検査（簡易キット）は当日（30分程度）に結果が判明します。具体的な所要時間等につきましては各事業者にお問合せください。

Q3-22 「感染状況が拡大傾向にある時」の一般検査事業を開始する時期や、一般検査事業を終了する時期はいつですか。どのように周知されますか。

感染状況が拡大傾向にあることや、法に基づく県民への受検要請（特措法 24 条 9 項等の発出）は知事の判断となります。

一般検査事業の開始時期及び終了時期については、長野県のホームページ等でお知らせするほか、検査実施事業者には通知します。

Q3-23 会社等、事業者として、職員に定期的に受検させることは可能ですか。

会社等が事業または福利厚生等の一環として実施する検査は対象外となります。

ただし、感染状況が拡大傾向にある時の一般検査事業は、知事の要請に基づき、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民が受検する費用が無料となるため、従業員個人が要件を満たしている場合は対象となります。

Q3-24 無料検査事業の対象外ですが、他に無料で受けられる事業はありませんか。

新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある、あるいは直近2週間に陽性者に接触した方等に関しては、医療機関を受診した際、医師の判断により検査料および検査判断料は公費（無料）となります。ただし、初診料や検体採取料等、その他の費用は自己負担となります。

上記以外の本事業の対象外の方に関しては、基本的には自費検査提供機関での有料検査となりますが、地域によって検査費用を助成している場合がありますので、お住まいの市町村にお問合せください。

Q3-25 無料検査は、この先いつまで受けることができますか。

国の要綱等により、以下のとおり実施期間の定めがあります。

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等は、令和4年6月30日まで無料で受検することができます。令和4年7月1日以降は有料となる予定です。有料となる場合の料金は、各実施事業者が独自に判断するところとなります。

感染拡大傾向時の一般検査は、常に受検できるものではなく、新型インフルエ

ンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項の規定に基づく知事の要請に応じて受検する場合に限りです。実施期間については、その都度、県のホームページなどでご案内します。

Q3-26 無料検査を受検したところ、診断書は有料だといわれましたが、なぜですか。

検査実施事業者のうち、病院や医療機関と提携している一部の薬局においては、無料検査の結果に基づいて診断書を発行することができますので、検査実施事業者にご確認ください。

検査結果通知書等に記載された結果それ自体を確定診断として取り扱うことはできませんが、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）による検査結果については、医師が自らの診断に基づき、確定診断を行うことは可能であるとされており、この診断は無料検査の結果を利用して行われる別の医療行為であるため、無料検査の枠外となります。

診断書が必要でない場合には、無料で作成される「検査結果通知書」を利用してください。